

10月25日は

栗石町長選挙 および 栗石町議会議員補欠選挙

11月9日の任期満了に伴う栗石町長選挙および、欠員による栗石町議会議員補欠選挙が下記のとおり行われます。

問 栗石町選挙管理委員会事務局（町役場総務課内） ☎ 692-6474

■ 告示日 10月20日（火）

■ 投票日 10月25日（日）

■ 投票時間 7時～19時

■ 投票場所 町内 9 投票所

（入場券に記載）

■ 開 票 町中央公民館 20時～

◆立候補予定者説明会

町長選挙および町議会議員補欠選挙の立候補予定者または代理人が必ず出席してください。

【期日】 9月25日（金）

【場所】 町役場3階大会議室

【時間】 町長選挙立候補予定者説明会▼13時30分から、町議会議員補欠選挙立候補予定者説明会▼15時30分から

◆選挙運動

選挙運動ができるのは、立候補届出が受理されたときから投票日の前日までの10月20日から24日までです。街頭演説ができるのは、8時から20時までの間に限られています。

立候補届出前に選挙運動を行う事前運動は、違法行為になりますのでご注意ください。

◆インターネット

選挙運動

・有権者の選挙運動

ホームページやSNSなどを利用した選挙運動が可能です。電子メールやショートメッセージを利用した選挙運動は禁止されています。

・候補者・政党などの選挙運動
ホームページやSNSなどのほか電子メールなどを利用した選挙運動が可能です。

◆期日前投票

仕事や冠婚葬祭などで投票日に投票に行けない人は、期日前投票ができます。

選挙期日に仕事や用務があると見込まれる場合は積極的に期日前投票を利用しましょう。

【期日前投票期間】

10月21日（水）から24日（土）

8時30分から20時

【期日前投票所】

町役場（予定）

◆代理投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない人のために、投票事務従事職員が投票用紙へ代筆する制度です。他人が代わりに投票する制度ではありません。

代理投票は本人が投票所にきて投票管理者に申請する必要があります。家族や付き添いの人は代筆できませんのでご注意ください。

◆郵便投票

在宅での郵便などによる不在者投票は、身体障がい者手帳か戦傷病者手帳を持ち、表1の障がいがある人、または介護保険の要介護5の人が対象です。

また、表1と表2の両方に該当する人は、代理記載人の

代理記載による郵便等投票ができます。

いずれも事前の届け出が必要ですので、お早めに選挙管理委員会へ相談してください。



選挙に関する情報はこちら

表1 自書による郵便等投票ができる人

区分	障がいの程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級または3級
	免疫、肝臓の障がい	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 代理記載による郵便等投票ができる人（表1にも該当していること）

区分	障がいの程度	
身体障害者手帳	上肢、視覚の障がい	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障がい	特別項症から第2項症

2025 年度 町税の課税実績・収納結果

町税収納額は前年比 1 億 6,262 万円の増

2025 年度の町の出納事務が終了しましたので、町税の課税実績と収納結果をお知らせします。

☎税務課 ☎ 692-6402

現年度課税額の状況

【町民税】 個人町民税は、コメの販売額の増加や賃上げに伴う給与所得の増加を背景とした生産活動の活発化により 8681 万円の増となりました。

また、法人町民税は業績の好況により 672 万円の増となりました。

【固定資産税】 個人消費などの経済活動に、新型コロナウイルス感染症の影響からの緩やかな持ち直しが見られたことや、償却資産においても大規模な設備投資があり、6154 万円の増となりました。

【軽自動車税】 旧税率の適用車両の減少と標準税率の適用車両の増加により 195 万円の増となりました。

【たばこ税】 売り渡し本数の減少により 437 万円の減となりました。

【入湯税】 温泉施設の閉館の影響もあり 46 万円の減となりました。

【国民健康保険税】 農業所得の増加と新規加入者の所得増に伴い 945 万円の増となりました。

ました。

町税収納状況の比較

町の自主財源となっている町税の収納額（一般税・国保税の現年分と滞納繰越分の計）は、前年比で 1 億 6262 万円の増となりました。

また、収納率（現年分と滞納繰越の計）と比較すると、一般税は 0.32 ポイントの増、国保税は 0.01 ポイントの増となりました。

町税は納期限内の納付を

町税は行政サービスの重要な財源で、町民の皆さんに還元されています。病気や災害などの特別な理由を除き、多くの人が納期限内に納税していますが、納付を遅らせたり督促状を無視し、滞納している人もいます。

長期間滞納すると年 9.1% の延滞金がかかります。納税の重要性を理解し、期限内に納めましょう。

税金を滞納すると

町は、法律に基づく督促状の発送のほか、文書による催

告や臨戸などを通して、公正・公平な税負担確保と滞納税額減少に努めています。それでもなお納付されない、あるいは相談があっても納付や連絡を怠る場合は、あらゆる財産を調査し、差し押さえ、町税に充てるなど、厳正な滞納処分を行います。ご理解のうえ、納期限内に納付をお願いします。

表 1) 2025 年度町税課税実績（現年度課税分^{※1}）

（単位：万円）

税目		2024 年度 (A)	2025 年度 (B)	増減 (B-A)
		課税額	課税額	課税額
町民税	個人	51,610	60,292	8,681
	法人	9,081	9,754	672
固定資産税		122,121	128,276	6,154
軽自動車税		7,336	7,531	195
たばこ税		12,241	11,804	△ 437
入湯税		5,462	5,416	△ 46
一般税計		207,854	223,075	15,221
国民健康保険税		29,683	30,628	945
合計		237,537	253,704	16,166

※万円未満切り捨てのため、実際の数値と異なる場合があります

※ 1 「現年度課税分」=2025 年度課税された町税

表 2) 町税の税目別収納額実績（現年課税分、滞納繰越分^{※2} 合算）

（単位：万円）

税目		2024 年度 (A)		2025 年度 (B)		増減 (B-A)	
		収納額	収納率 (%)	収納額	収納率 (%)	収納額	収納率 (%)
町民税	個人	51,592	96.47	60,155	96.96	8,562	0.49
	法人	9,065	99.42	9,701	98.97	636	△ 0.45
固定資産税		120,518	90.81	127,125	91.10	6,606	0.29
軽自動車税		7,337	96.90	7,522	97.12	185	0.22
たばこ税		12,241	100.00	11,804	100.00	△ 437	0.00
入湯税		5,457	99.86	5,404	99.65	△ 53	△ 0.21
一般税計		206,213	93.48	221,714	93.80	15,501	0.32
国民健康保険税		29,519	89.34	30,280	89.35	761	0.01
合計		235,732	92.94	251,995	93.24	16,262	0.30

※万円未満切り捨てのため、実際の数値と異なる場合があります

※ 2 「滞納繰越分」=2024 年度以前に課税され、未納により 2025 年度へ繰り越された町税